

議案第 1 1 7 号

前橋市職員の退職手当に関する条例の改正について

令和 4 年 1 1 月 2 9 日 提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

前橋市職員の退職手当に関する条例（昭和 3 1 年前橋市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項本文中「」が 1 8 日」を「第 1 0 条第 2 項において「勤務日数」という。）が 1 8 日（1 か月間の日数（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第 1 4 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が 2 0 日に満たない日数の場合にあつては、1 8 日から 2 0 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第 1 0 条第 2 項において「職員みなし日数」という。））」に改める。

第 1 0 条第 2 項後段中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく市規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 1 8 日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 2 条第 2 項及び第 1 0 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 前橋市職員の退職手当に関する条例改正条例（昭和 3 8 年前橋市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項前段中「新条例第 2 条第 2 項」を「前橋市職員の退職手当に関する条例第 2 条第 2 項」に、「、新条例」を「、同条例」に改め、同項後段中「新条例」を「同条例」に改める。

附則第 7 項中「新条例」を「前橋市職員の退職手当に関する条例」に改める。